

議案第136号

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷほか4障害者福祉施設において実施する障害福祉サービスに就労選択支援を追加する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷの項及び世田谷区立玉川福祉作業所の項から世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームの項までの規定中「就労移行支援」を「就労選択支援 就労移行支援」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。